

令和5年第6回農業委員会総会議事録

令和5年6月1日
宮崎市農業委員会

1. 日 時 令和5年6月1日(木)

午後2時58開会

2. 場 所 第四庁舎9階会議室

3. 付議事件

[議 案]

議案第36号 農地法第3条許可について

議案第37号 農地法第4条許可について

議案第38号 農地法第5条許可について

議案第39号 農用地利用集積等促進計画(案)について

議案第40号 農用地利用集積計画の決定について

議案第41号 農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について

[報 告]

報告第30号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項第7号)

報告第31号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項第6号・第7号)

報告第32号 専決処分の報告について(農地法第4条第1項本文)

報告第33号 専決処分の報告について(農地法第5条第1項本文)

報告第34号 相続等による権利移動について(農地法第3条の3)

4. 出席委員

1 番 日 高 隆 志	2 番 岡 武 義	3 番 金 丸 忠 弘
4 番 久保田 章 生	5 番 鬼 塚 健 太	7 番 川 越 定 光
8 番 川 崎 和 久	9 番 松 田 実	10 番 川 越 忠 次
11 番 長 友 紘 子	12 番 川 越 正 彦	13 番 岡 原 明 美
14 番 持 原 義 信	15 番 小 倉 俊 博	16 番 佐 藤 裕 次 郎
17 番 片 上 英 行	18 番 高 間 秀 一	19 番 川 越 達 也
20 番 前 田 峰 子	22 番 外 薊 香	23 番 蛭 原 安 德
24 番 松 田 真 郎		

5. 欠席委員

6 番 川 野 富 男	21 番 中 村 和 寛
-------------	--------------

6. 事務局出席者

局 長	高 吉 哲 生	主幹兼農地調整係長	加 藤 寿 雄
次 長	西 領 敏 一	農地調整係主任主事	領 家 健 志
次長補佐兼総務係長	長谷川 恒 徳		
総務係主任主事	藤 岡 拓 麻		

7. 市長部局出席者

農政企画課

農地政策係係長	谷 山 弘 生
農地政策係主事	橋 本 空 来

署名委員

議長 松田 美 

委員 金丸 忠弘 

委員 外園 香 

午後 2 時 58 分開会

○議長（松田） これより令和 5 年第 6 回宮崎市農業委員会総会を開会いたします。

本日は、6 番川野富男委員、21 番中村和寛委員から欠席の届出がありました。定足数に達しておりますので、総会は成立いたします。

それでは、まず、本日の議事録署名委員を指名いたします。

議事録署名委員は、3 番金丸忠弘委員、22 番外菌香委員を指名いたします。

それでは、日程第 2、議案審議ですが、議案全般につきまして、事務局次長に説明させます。

○事務局（西領） 本日の日程でございますが、お手元に総会の会期及び議事日程等を配付させていただいております。

議案につきましては、特別な事情がない限りは、これまでのとおり 1 ページごとの審議でお願いしたいと考えております。

それでは、提出議案につきまして御説明いたします。

議案書表紙の裏面を御覧ください。本日は 6 議案の御審議をお願いいたします。

議案第 36 号「農地法第 3 条許可について」は 9 件でございます。

議案第 37 号「農地法第 4 条許可について」は 2 件でございます。

議案第 38 号「農地法第 5 条許可について」は 21 件でございます。

議案第 39 号「農用地利用集積等促進計画（案）について」は 22 件でございます。

議案第 40 号「農用地利用集積計画の決定について」は 54 件でございます。

議案第 41 号「農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について」は 14 件でございます。

以上、審議件数は 122 件となっております。

なお、農地法第 3 条及び農地利用集積等促進計画、農地利用集積計画による担い手への農地集積面積は、18 万 7,842 平方メートルでございます。そのうち、委員の関わりによる農地集積面積は、18 万 5,245 平方メートルでございます。

説明は以上でございます。御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田） 議案第 36 号農地法第 3 条許可について、1 ページから 2 ページの 91 番までを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第3条許可について御説明いたします。

農地法第3条許可の審議につきましては、農地法第3条第2項各号に規定する許可基準に合致するかどうかを審査しています。

今回、係る基準を充足すると認められた案件について申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしくお願いたします。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、2ページを議題とします。

○事務局（領家） 番号92を御覧ください。

本案件は、新規就農法人からの申請です。受人は、福祉事業を営んでおり、障害者雇用の一環として農業を提供するため、本申請に至ったものです。また、受人の役員は認定農業者であり、農業に従事しながら経営をサポートしていく計画です。

なお、本案件は解除条件付で農地を賃貸借する申請です。

通常、法人が農地を買ったり借りたりする場合、農地所有適格法人として様々な要件を満たさなければなりません。ただし、農地所有適格法人でなくても例外的に農地を借りる許可を出す規定があり、その場合、農地を適正に利用しない場合はすぐに貸借契約を解除して、農地を返却する、などの条件付きでの許可となります。

この解除条件付貸借許可の場合、全耕作要件等に加え、契約解除についての条件が契約書に書かれていることや、地域での役割分担を行うこと、役員などに1名以上農作業等に常時従事する者がいること、などの要件があります。

本案件は3条の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

次に、番号94を御覧ください。

本案件は、新規就農法人からの申請です。受人の役員は、農業に携わりながら、社員に農業の場を提供し、多様な雇用を実現したいと思い、本申請に至ったものです。

なお、本案件も同様に解除条件付で農地を賃貸借する申請です。

本案件は3条の権利取得者としての要件を満たすことから、申請を受理し、議案として上程しております。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23番（蛭原委員） 申請番号94番について伺います。受人は都城市の方になっていますが、宮崎市内の農地を耕作する場合通作距離に問題はないのでしょうか。

○事務局（領家） 原則は通作距離を見て判断します。今回の件については、車で30分ほどということでしたので、耕作が可能と判断しました。よって、議案として上程しています。以上です。

○23番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

次に、3ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可することに決しました。

議案第37号農地法第4条許可について、4ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第4条許可について説明します。

農地法第4条許可につきましては、法第4条第2項各号に規定する許可基準であります、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程していません。

それでは、主な案件について説明します。

番号20を御覧ください。

申請人は、宮崎市大字島之内在住の農家です。申請地は、宮崎市大字島之内にあります日向住吉駅から南東に約1.5キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を農家住宅の敷地として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第1種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、現況のまま利用することで土砂の流出はなく、雨水は地下浸透で処理することから、周辺農地への影響はないものと思われまます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

その他の案件においても追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第38号農地法第5条許可について、5ページを議題とします。

○事務局（領家） 農地法第5条許可について説明します。

農地法第5条許可につきましては、法第5条第2項各号に規定する許可基準であり

ます、転用事業に係る位置やその事業規模、事業の実現可能性などに適合するか否かについて審査しています。審査に当たり、農地区分は事務局として記載のとおり判断し、一時転用を含め、係る基準を充足すると認められたため、申請を受理し、議案として上程しています。

それでは、主な案件について説明します。

番号 96 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市大字跡江在住の個人、受人は宮崎市大字熊野に本拠を置く土木工事業等を営む法人です。申請地は、宮崎市大字跡江にあります生目の杜遊古館から北東に約 1 キロの場所に位置する土地です。本案件は、農地法の許可を得ずに、申請地を露天駐車場等として利用していたことから、追認申請に及んだものです。申請地の農地区分は、「農業振興地域」の「農用地区域」となりますが、不許可の例外である「一時転用」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、シートで養生後、鉄板を敷き土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。始末書の提出もあり、その他の許可基準も充足していることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

また、同様に「農用地区域」で「一時転用」に該当している案件は、番号 98、99 です。

次に、番号 97 を御覧ください。

申請人のうち、渡人は宮崎市花山手西在住の個人、受人は宮崎市大字小松在住の個人です。申請地は、宮崎市大字跡江にあります生目の杜遊古館から東に約 1.3 キロの場所に位置する土地です。本案件は、申請地に一般個人住宅を建築したく申請に及んだものです。申請地の農地区分は、周辺農地の広がりから「第 1 種農地」となりますが、不許可の例外である「集落接続」に該当しています。申請地の周囲は一部農地と接していますが、周囲にブロックを設け土砂の流出を防ぎ、雨水は道路側溝へ放流し処理することから、周辺農地への影響はないものと思われます。その他の許可基準も充足していることから、議案として上程しています。

また、同様に「第 1 種農地」で「集落接続」に該当している案件は、6 ページの番号 100 です。

なお、番号 100 の案件については、始末書付の案件となっております。番号 100 の案件は、農地法の許可を得ずに、申請地の一部を駐車場として利用していたことから、追認申請に及んだものです。立地基準・一般基準を満たしており、追認もやむを得ないものと判断しています。

その他の案件においても、追認案件がありますが、始末書の提出もあり、立地基準・一般基準を満たしていることから、追認もやむを得ないものと判断しています。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23 番（蛭原委員） 申請番号 96 番について伺います。210 平米の農地を露天駐車場・資材置場に一時転用したとのことですが、この面積では、この用途で利用できないと思います。1,000 平米以上の土地が隣接していたり、既に転用をかけられて、取り残されたところなののでしょうか。同様に申請番号 106 番についても、面積が小さく、94 平米を露天資材置場にしたいとあります。こういう案件は、こういった経緯で出てくるのかを伺いたいです。

○事務局（領家） 96 番は登記簿の面積で申請が上がっているのですが、210 平米ですが、実際に測ったら、もっと広い可能性があります。この申請は、この筆だけで鉄板を敷いて完了しており、面積は十分とのことです。

また、7 ページの 106 番につきましては、登記簿の面積は 94 平米ですが、備考の欄に実測すると約 279 平米と出ているので、実際に登記簿の面積より実測が広がっております。以上です。

○23 番（蛭原委員） 分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

○1 番（日高委員） 98 番についてお伺いします。一時転用で 2 年間の申請が上がっておりますが、一時転用は最長で何年ですか。また、これはヘリポートの用地を転用することなのか。恒久転用だと思いますが、いかがでしょうか。

○事務局（領家） まず、一時転用の最長の期間は原則 3 年となっております。

次に、転用の目的ですが、この転用申請があるヘリポート用地の南側に山があり、そこに鉄塔を建てていく計画で、その鉄塔が建て終わればヘリポート用地は不要にな

るので、恒久転用ではないです。ヘリポート用地が必要な理由が、山の中に鉄塔を建てていく関係で、鉄塔を建てるところのすぐ横に資材置場を設けることができないので、ちょっと山から下った開けたこの農地にヘリポート用地をつくって、ここに資材を持ってきて、飛行機で山の中に持っていくという工程になります。そのため、鉄塔の工事が全て終わりましたら、片づけて元どおり農地に戻る計画になっています。以上です。

○1番（日高委員） よく分かりました。

○議長（松田） ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、6ページを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、7ページから8ページの107番までを議題とします。

御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、8ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、9ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

次に、10ページを議題とします。

御意見ございませんか。

(「なし」と言う者あり)

○議長(松田) 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

(賛成者挙手)

○議長(松田) 全会一致、それぞれ許可相当とすることに決しました。

議案第39号農用地利用集積等促進計画(案)について、11ページから23ページの133番までを議題とします。

○事務局(藤岡) 議案第39号農用地利用集積等促進計画(案)につきましては、農地中間管理事業の推進に関する法律第18条第11項の規定に基づき、農用地利用集積等促進計画を定めるべきことを農地中間管理機構に対し要請するため、今回、議案として上程するものでございます。

促進計画による貸借につきましては、11ページの番号112番から23ページの番号133番までの22件でございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 40 号農用地利用集積計画の決定について、24 ページから 45 ページの 364 番までの利用権設定分を議題とします。

本人に関わる案件がございますので、3 番金丸忠弘委員、16 番佐藤裕次郎委員の退室を求めます。

（3 番金丸忠弘委員、16 番佐藤裕次郎委員退室）

○事務局（藤岡） 議案第 40 号農用地利用集積計画の申出につきましては、市の基本構想に適合することや、農地の効率的利用、農作業の常時従事などの各要件を満たしていると考えられ、農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定に基づき、農用地利用集積計画を決定するため、今回、議案として上程するものでございます。

利用権設定につきましては、24 ページの番号 326 番から 45 ページの番号 364 番までの 39 件でございます。

内訳といたしましては、使用貸借権の再設定が 1 件、新規設定が 11 件、賃借権の再設定が 7 件、新規設定が 19 件、中間管理の特例事業による貸借が 1 件となっております。

このうち番号 354 番については、新規就農者優良農地バックアップ事業の対象地として利用権設定を行う案件となっております。

また、44 ページの番号 364 番につきましては、農地中間管理機構が行います特例事業によるもので、後ほど説明します 52 ページの番号 376 番、377 番により、農地中間管理機構である公益社団法人宮崎県農業振興公社が農地を買い受け、買い手候補者に最長 4 年 10 か月間農地を貸し付けた後に、農地を売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

3 番金丸忠弘委員、16 番佐藤裕次郎委員の入室を求めます。

（3 番金丸忠弘委員、16 番佐藤裕次郎委員入室）

○議長（松田） 次に、46 ページから 54 ページの 379 番までの所有権移転分を議題とします。

○事務局（藤岡） 農用地利用集積計画の申出のうち、所有権移転につきましては、46 ページの番号 365 番から 54 ページの番号 379 番までの 15 件でございます。

また、52 ページの番号 376 番、377 番につきましては、先ほど説明いたしました 44 ページの番号 364 番と関連し、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受け、一時貸付けの後に売り渡すものであり、53 ページの番号 378 番、54 ページの番号 379 番につきましては、公益社団法人宮崎県農業振興公社が買い受けた農地の一時貸付けが終わり、売り渡すものでございます。

以上、御審議方よろしく申し上げます。

○議長（松田） 事務局の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 特に御意見もないようですので、採決に入ります。

本案件に賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田） 全会一致、それぞれ決定することに決しました。

議案第 41 号農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について、55 ページから 86 ページを議題とします。

○事務局（加藤） 農業振興地域整備計画の変更に対する意見聴取について御説明いたします。

農業振興地域の整備に関する法律第8条により、市が定めた農業振興地域整備計画について、それを変更する場合は、法施行規則第3条の2第2項に定めるところにより、市長は農業委員会の意見を聞くことと定められており、今回、議案として上程しております。

今回審議いただくのは、農用地区域からの除外が13件、農用地区域への編入が1件でございます。現地調査は5月23日、25日、26日に地元農業委員の立会いのもと行い、農地転用許可基準における立地基準等を検討いたしましたが、いずれの案件もその基準を充足するものと判断されます。

各案件の詳細につきましては、担当課であります農政企画課より説明があります。
○農政企画課（橋本） 議案第41号は、農業振興地域の整備に関する法律、いわゆる農振法に基づく農業振興地域整備計画の変更要望について、農業委員会の御意見をお伺いするものです。

今回は、令和5年4月の変更要望案件のうち、農振法上、農業委員会への意見聴取が必要となる「農用地区域（青地）からの除外」、また「農用地区域（青地）への編入」の案件のみ、議案に上げさせていただいております。

農振法上、「軽微な変更」として別途処理される、牛舎や農業用倉庫等の「農業用施設用地への用途区分変更」案件については、本議案には含まれておりませんので、御注意ください。

それでは、議案書の55ページから56ページを御覧ください。

こちらが、今年4月に変更要望のあった除外13件、編入1件、合計14件の案件一覧です。筆数の多い案件については、57ページに掲載しておりますので、御参照ください。

それでは、案件番号1番から御説明いたします。図面は58ページ、広域図は59ページを御覧ください。

要望地は大字熊野。学園木花台交差点から北に200メートル、熊野神社の西側に位置しています。変更内容は農家住宅。現在、賃貸住宅に居住している要望者が、親と共同で農業を営んでいるため、実家や営農地に近く、地元である熊野の当該地に住宅建設を計画しているものです。

続きまして、案件番号 2 番です。図面は 60 ページ、広域図は 61 ページを御覧ください。

要望地は古城町。宮崎産業経営大学正門から西へ 400 メートル、野崎病院から 200 メートルほど南に位置しています。変更内容は農家住宅。要望者の住宅及び農業用ハウスが、県道宮崎西環状線バイパスの沿線工事の計画地にかかったため、移転を余儀なくされたもので、今後の営農の利便性を考慮し、先行して移転した農業用ハウスの隣接地へ住居を移転するよう計画しているものです。国営大淀川右岸受益地ですが、やむを得ないものとして手続を進めていく方針です。

続きまして、案件番号 3 番です。図面は 62 ページ、広域図は 63 ページを御覧ください。

要望地は高岡町上倉永。柞木橋公民館から西に 100 メートル、県道日南高岡線沿いに位置しております。変更内容は住宅敷地の拡張。要望地は、平成 12 年に時効取得により所有権移転し、本人名義に変えた農地です。青地であるものの、その大半が法面であることから耕作に向かず、自宅に隣接しているので、農用地区域からの除外手続を経ずに家庭菜園として利用してきたことに伴う是正手続の除外要望です。

続きまして、案件番号 4 番です。図面は 64 ページ、広域図は 65 ページを御覧ください。

要望地は大字長嶺。宮崎大淀カントリークラブ入り口から 600 メートルほど南東に位置しております。変更内容は、倉庫、露天資材置場。要望者は、近接地にて居住し、営農を行っておりますが、資機材の購入により既存の倉庫が手狭になり、農用地区域からの除外手続を経ずに、要望地に倉庫、露天資材置場の設置をしてしまったことに伴う是正手続の除外要望です。

続きまして、案件番号 5 番です。図面は 66 ページ、広域図は 67 ページを御覧ください。

要望地は佐土原町上田島。巨田神社より北に 700 メートル、西都市との境の三財川の堤防近くに位置しております。変更内容は、倉庫、露天駐車場、事務所。要望者は、日向市に本社があり、県の土木事務所や企業局、電力会社の水力ダム発電所、変電設備の維持メンテナンス、緊急対応を事業とする会社で、緊急対応時に県央の拠点とな

る資機材倉庫及び作業員が常駐する事務所の建設を計画しているものです。各現場への移動には主に高速道路を利用するため、西都インターチェンジにも近い当該地を選定したとのことです。

続きまして、案件番号 6 番です。図面は 68 ページ、広域図は 69 ページを御覧ください。

要望地は古城町。宮崎産業経営大学正門から 100 メートルほど北西に位置しています。変更内容は農家住宅。要望者は現在、宮崎中央卸売市場に勤めているため、市場近くの賃貸住宅に居住しておりますが、今般、古城町で農業を営んでいる祖父母から経営移譲を受けることで話がまとまったため、今後の営農の利便性を考慮し、営農地に近い要望地に住宅建設を計画しているものです。

続きまして、案件番号 7 番です。図面は 70 ページ、広域図は 71 ページを御覧ください。

要望地は清武町今泉乙。今泉神社から水無川沿いに丸目集落を抜け、2 キロほど上流に向かって南下したところに位置しています。変更内容は、露天資材置場、露天駐車場。当該地は、過去の台風被害で土砂崩れし、復旧もままならないまま長年耕作されていなかった農地ですが、農用地区域からの除外手続を経ずに、隣接する山林と雑種地と併せて、露天建築資材置場及び露天駐車場として利用を行ってしまったことに伴う是正手続の除外要望です。

続きまして、案件番号 8 番です。図面は 72 ページ、広域図は 73 ページを御覧ください。

要望地は高岡町花見。道の駅高岡ビタミン館から南西に約 1 キロ、東高岡体育館の南側に位置しております。変更内容は一般個人住宅。本件については、20 年ほど前より農用地区域からの除外手続を経ずに、要望者の自宅敷地の一部として使用していたことによる是正手続の除外要望です。除外後は、長男家族の住宅建築を計画しているものです。

続きまして、案件番号 9 番です。図面は 74 ページ、広域図は 75 ページを御覧ください。

要望地は清武町今泉乙。清武南インターチェンジから 1 キロ東、県道大戸野清武線

沿いに位置しています。変更内容は一般個人住宅。現在、清武町内の大型住宅団地に居住している要望者が、実家に近く、地元である丸目地区の当該地に住宅建設を計画しているものです。

続きまして、案件番号 10 番です。図面は 76 ページ、広域図は 77 ページを御覧ください。

要望地は佐土原町上田島。佐土原神社から約 1.5 キロ北西、春田バイパスの西側に位置しています。変更内容は露天駐車場。要望者は、宮崎市に本社があり、県内一円に事業所を持つ林業事業者で、要望地の道路を挟んだ東側に同社の佐土原事務所と貯木場があるため、農用地区域からの除外手続を経ずに、その露天駐車場として利用してしまったことに伴う是正手続の除外要望です。

続きまして、案件番号 11 番です。図面は 78 ページ、広域図は 79 ページを御覧ください。

要望地は佐土原町西上那珂。宮崎テクノリサーチパークから春田バイパスを挟んで西に 2 キロ、県道福王寺佐土原線から少し南側に位置しています。変更内容は一般個人住宅。要望者は現在、高岡町内の賃貸住宅に居住していますが、実家の近所である当該地に住宅建設を計画するものです。

続きまして、案件番号 12 番です。図面は 80 ページ、広域図は 81 ページを御覧ください。

要望地は佐土原町西上那珂。案件番号 11 番の東側に隣接する土地です。変更内容は一般個人住宅。要望者は現在、旧宮崎市内の賃貸住宅に居住していますが、実家の近所である当該地に住宅建設を計画するものです。

続きまして、案件番号 13 番です。図面は 82 ページ、広域図は 83 ページを御覧ください。

要望地は田野町甲。田野町浄水場から北東に 100 メートル、宮崎自動車道から少し北側に位置しています。変更内容は植林。要望地の登記地目は原野で、7～8 年前までは露地野菜を栽培していましたが、年々有害鳥獣の被害がひどくなり、耕作を断念していました。今般、近隣の自己所有地に杉などを植林することになり、要望地も併せて植林を計画しているものです。

最後に、案件番号 14 番。農用地区域（青地）への編入案件になります。図面は 84 ページ、広域図は 85 ページを御覧ください。

要望地は大字有田。生目の杜運動公園の北側に位置しています。本件については、当該地が 20 ヘクタール程度のまとまった農業振興地域の農用地区域に隣接しており、その地域が一体となって「県営農地中間管理機構関連農地整備事業」に取り組む予定でおります。その際、当該地についても計画面積に含める必要があり、かつ青地が要件とされているため、青地への編入を要望されたものです。

以上、14 件について御意見をお伺いします。

○議長（松田） 農政企画課の説明は以上のとおりですが、御意見ございませんか。

○23 番（蛭原委員） 本案件の全体的な流れを伺いたいです。また、受付停止となっていた個別案件は含まれていますか。

○農政企画課（谷山） 御質問ありがとうございます。今の御質問に関して、農業振興地域整備計画におきましては、令和 3 年度から令和 4 年度にかけ、本市では、平成 24 年以来、10 年ぶりとなります全体見直しを行いました。令和 3 年度に基礎調査、令和 4 年度に計画策定を行い、来る令和 5 年の 4 月 20 日に無事公告まで終えまして、計画策定完了を迎えることができました。

内容については、全体見直しの中で見直したものについては、主に現況が山林原野化していたもので、農業委員会のほうで非農地判断をされた土地、あとは国や地方公共団体が整備を行いました道路、水路等で、その所有権が官公庁に替わったもの、そういったものを主に除外いたしました。あと、国営受益地で過去に土地改良事業等を既に実施済みの白地の農地についても、青地に入れる必要がありましたので、そういったものを編入するなどの作業を行いました。これが全体見直しです。結果としては、いわゆる青地が約 316 ヘクタールほど減少という結果になりました。御協力いただきました農業委員と推進委員の皆さんはじめ関係者の皆様には、この場を借りて深くお礼申し上げます。ありがとうございました。

御質問にありましたとおり、令和 3 年 12 月、令和 4 年 1 月ぐらいから、個別案件については、受付期間というのを一応停止させていただきましたので、そこから御相談はずっといただいていたのですが、そういったものについて、今回、全体見直し

が終わりましたので、4月からその受付を再開したというような形になっております。

○23番（蛭原委員）全体見直し期間中に、個別に除外を希望している人や地域があったかと思いますが、事前に説明や呼びかけはありましたか。

○農政企画課（谷山）一応個別の見直しは、農政企画課のほうで例年4月と10月の年2回、受付をさせていただいております。農用地の用途区分変更については年4回、4月、7月、10月、1月に行っておりますけど、除外と編入については4月と10月だけです。過去にもずっと受付をしておりました中で、個別の対応が難しいといったものについては蓄積して、10年に一回ぐらいになりますが、この全体見直しの中で反映させるという方法を取ったということは聞いております。

あと、地区の説明会については、基礎調査が終わりました後、そのデータを基に、記録の中では市内13か所ぐらいだったと思いますけれども、一応地区別に個別の説明会を開催したとの記録があります。

○23番（蛭原委員）分かりました。

○議長（松田）ほかにございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田）事務局から何かありませんか。

○事務局（加藤）事務局としては「周辺農地に影響のないようにすること」との意見を付してはどうかと考えますが、御審議方よろしくお願いいたします。

○議長（松田）ただいま事務局のほうから提案がありましたが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田）特に御意見もないようですので、採決に入ります。

ただいま事務局から提案のありましたとおり、本案件に意見を付することで賛同される委員の挙手を求めます。

（賛成者挙手）

○議長（松田）全会一致、事務局案のとおり意見を付することに決しました。

これより報告案件を議題とします。

事務局次長に説明を求めます。

○事務局（西領） 本日の報告案件につきまして御説明いたします。

報告書表紙の裏面を御覧ください。

報告第 30 号は、農地法第 4 条第 1 項第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 6 件でございます。

報告第 31 号は、農地法第 5 条第 1 項第 6 号・第 7 号に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 20 件でございます。

報告第 32 号は、農地法第 4 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 2 件でございます。

報告第 33 号は、農地法第 5 条第 1 項本文に係る「専決処分の報告について」でございまして、その数 10 件でございます。

報告第 34 号は、「農地法第 3 条の 3 相続等による権利移動について」でございまして、その数 17 件でございます。

なお、報告第 30 号、第 31 号につきましては、局長の専決処分により受理されたもので、備考欄等に専決日を記載しております。

第 32 号、第 33 号につきましては、過去の総会において承認されたもので、それぞれ会長の専決処分により許可されたものでございます。

報告は以上でございます。よろしく願いいたします。

○議長（松田） ただいま専決処分等につきまして報告がありましたが、御意見ございませんか。

（「なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御意見なければ、報告案件はこれにて終わります。

本日の総会はこれをもって閉会してよろしいでしょうか。

（「異議なし」と言う者あり）

○議長（松田） 御異議なしと認めます。よって、令和 5 年第 6 回宮崎市農業委員会総会を閉会いたします。

午後 3 時 57 分閉会